

タイ知的財産局の商標権侵害代理人通知・検索システムについて

2023年7月26日

執筆者 弁理士 岡田充浩

1 概要

先日発表された、タイ知的財産局（DIP）の商標権侵害代理人通知・検索システムの受付が開始されたことにつきまして、本稿で御紹介致します。

2 タイ知的財産局（DIP）の商標権侵害代理人通知・検索システム

タイ知的財産局（DIP）は、自局で提供するオンラインサービス（DIP e-Service）の効率化に取り組んでいます（図1を参照）。

タイ知的財産局（DIP）の官報に依れば、DIP e-Serviceを通じて、商標権者及び代理人に自らの情報を提供させて「商標権侵害代理人通知・検索システム」の構築を行っています。本システムは、商標登録に関する情報や権利訴追に関する情報等も扱います。本システムは、情報提供を無料で随時受け付けて、最新で正確なデータベースを保ちます。

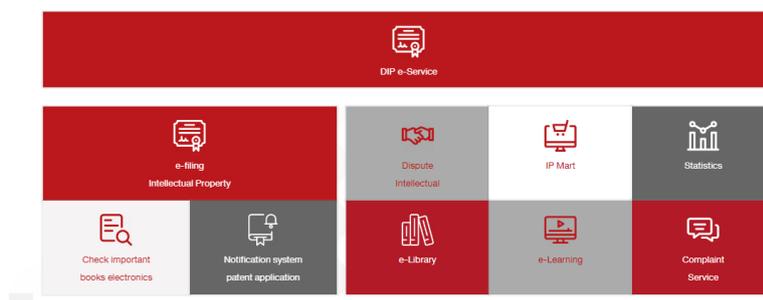


図1

出典 タイ知的財産局（DIP）のホームページ抜粋

本システムは、国家警察署、省行政局及び関税局等の法執行機関で利用され、行政措置・刑事措置・水際措置における通知先（商標権者・訴訟代理人・販売者等）の検索に役立っています。

3 タイでの法執行手段

タイでの法執行手段は、行政措置（摘発）、刑事措置、民事措置（民事訴訟）及び水際措置（税関差止め）があります（表1参照）。

表1

	行政措置 (摘発)	刑事措置	民事措置 (民事訴訟)	水際措置 (税関差し止め)
メリット	・低コスト ・迅速	・低コスト ・比較的迅速	・差し止めに加えて損害賠償請求が可能	・低コスト ・迅速
デメリット	・警察を通じた市場からの模倣品の排除(摘発)のみ ・刑事罰や損害賠償を得なければ、刑事措置・民事措置を請求する必要あり	・損害賠償は得られない ・有罪を認めると減刑になることが多い ・刑事訴訟開始後の途中和解不可(著作権以外)	・高コスト(1審) 数百万円~数千万円 ・判決が遅い(1審) 特許:1.5~3年 商標:1~1.5年	・特許・意匠は対象外 ・差押え、破棄後の刑事措置不可(罰金支払に適用しない場合は除く) ・罰金の抑止効果は高くない

出典 「ASEANの知財概況」の49頁抜粋、ジェトロシンガポール/バンコク事務所作成、2022年

民事措置(民事訴訟)では商標権者は、訴状を裁判所に提出し、自らの主張を陳述し、自らの主張を裏付ける証拠を収集して提出しなければなりません。尋問では自らが侵害の主張を立証する一方で、侵害者に抗弁の機会を与えなければなりません。タイでは損害賠償額は制限されて少額になりがちであり、損害の実質的な金額の支払いがなされません。

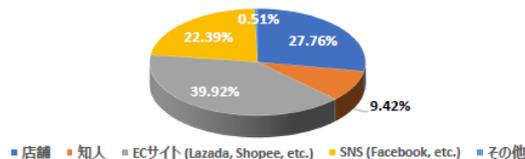
一方で、行政措置や刑事措置では商標権者は、告発告訴状を警察署に提出し、自らが権利者であることの証明(登録証)を提示します。商標権侵害の証拠の提出が必要ですが、通常は侵害品(サンプル)を提出するので高負担ではありません。警察署は、侵害者の施設を捜索するための令状を裁判所に請求します。警察署は、強制捜査で侵害品を発見した場合に侵害者を逮捕します。警察署は、施設内で発見した侵害品を押収します。その後商標権者は、刑事責任を課すべく、刑事訴訟を裁判所に提起します。

タイでは民事措置より行政措置及び刑事措置がとられやすいため、上記の商標権侵害代理人通知・検索システムを構築することは有意義です。

4 タイの商標出願及び権利侵害

タイの権利侵害では、スマートフォンの所有率が非常に高く(約99%)、スマートフォンやインターネットが日常生活に浸透しているため、下表に示すようECサイトを通して侵害品が売買される割合が約4割を占めています(表2を参照)。これは他のASEAN諸国に比して高い値です。現在の市場では越境ECサイトは、特に米国・中国・日本の企業により運営されています。

表2

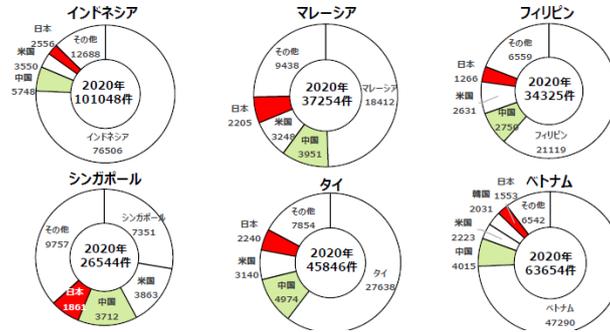


出典「ASEANの知財概況」の55頁抜粋、ジェトロシンガポール/バンコク事務所作成、2022年

それを受けてタイの商標出願では、国内商標出願が過半数を占めるなかで、米国・中国・日本の三ヶ国の商標出願が存在感を示しています(表3を参照)。実際に弊所でも日本か

らタイへの商標出願の御相談が増えています。

表 3



出典「ASEANの知財概況」の14頁抜粋、ジェトロシンガポール/バンコク事務所作成、2022年

タイ当局が米国・中国・日本を含む海外企業の情報を取得するのは困難です。特に応答が短期間の水際措置等において、海外企業やその代理人等の通知先を迅速に取得することは困難です。依って上記の商標権侵害代理人通知・検索システムを構築することは有意義といえます。

5 むすび

タイ知的財産局（DIP）は、自局で提供するオンラインサービス（DIP e-Service）の効率化に取り組んでいます。DIP e-Serviceについては、iPhone版及びアンドロイド版のアプリが準備されています。スマートフォン所有率が非常に高いタイの特徴といえます。



タイで商標登録した場合、自社及び代理人の通知先情報を「商標権侵害代理人通知・検索システム」に提供することが得策です。

以上